

令和3年5月

クラシエ健康保険組合

健康保険関連届出書及び申請書の押印について

日頃より当健康保険組合の事業運営にご理解・ご協力賜りありがとうございます。
今般、厚生労働省保険局通知「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の公布等について」等の発出に伴い、当健康保険組合にご提出いただく届出書及び申請書の押印が、一部を除き不要となりました。詳細は以下の通りです。

記

1. 押印が不要となる対象
事業主、社会保険労務士、被保険者、受取代理人、医師及び助産師

2. 押印が不要となる書類
一部書類（3に記載）を除く、各種届出書・申請書

3. 引き続き押印が必要な書類

引き続き押印が必要な届・申請書	必要な押印
出産育児一時金請求書	市区町村長による証明印
第三者行為関係届出書類一式	被保険者等
任意継続 口座振替依頼書	金融機関お届け印

4. 申請書類等の改訂
申請書等の改訂を予定していますが、当面は現行申請書等をご使用ください。
その際、㊟の記載があっても押印は不要ですが、押印があっても差し支えありません。

5. 留意事項
訂正印についても不要となりますが、記入内容を訂正する場合は訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と記入者・証明者の氏名（サイン）をご記入ください。
当健康保険組合において確認が必要と判断した場合は、事業主、医療機関、被保険者等に記載内容について照会させていただく場合があります。

ご不明な点等がありましたら、当健康保険組合までお問い合わせください。

以上